

住宅用省エネルギー設備 設置補助金

市では、「地球温暖化の防止・家庭におけるエネルギーの安定確保とエネルギー利用の効率化・最適化」を図るため、住宅用省エネルギー設備の設置費用の一部を補助します。

■対象 市内に自ら居住する住宅(店舗、事務所と併用するものを含む)に未使用品の住宅用省エネルギー設備を設置する人または未使用品の住宅用省エネルギー設備が設置された市内の住宅を購入する人

●対象システムと補助金額

▼太陽光発電システム

○1キロワットあたり 2万5千円

(限度額10万円)

○市内施工業者を利用した場合の特例

1キロワットあたり 3万円

(限度額12万円)

▼家庭用燃料電池システム(エネファーム)

補助対象経費の額(限度額10万円)

▼定置用リチウムイオン蓄電システム

補助対象経費の額(限度額10万円)

●対象システムと補助金額

生活困窮者の相談窓口を開設します

生活困窮者の支援のため、生活全般の困りごとについて専門の相談員が相談に応じます。相談内容は秘密厳守で行います。まずは気軽に相談してください。

■日時 月～金曜日
午前8時30分～正午/午後1時～5時15分
(土・日曜日、祝日を除く)

■場所 社会福祉課
【相談内容例】
○仕事がしたいのに、仕事が見つからない
○給与はもらっているのに、生活が苦しい
○身体に障がいがあるが給与がもらえる仕事
がしたい
☎社会福祉課生活支援班 ☎(93) 4193

年金相談

毎月1回、社会保険労務士による年金相談を開催しています。

厚生年金や共済年金、国民年金について、日頃年金に対して感じている不安や悩みなど、気軽に相談してください。申込みは不要です。

■日時 4月16日(木)
午前10時～正午/午後1時～3時

■場所 北部コミュニティセンター
☎国保年金課高齢者医療年金班 ☎(93) 4085

家庭用浄水器設置補助金

市では、安全で健康的な生活を守るため、次の世帯を対象に、家庭用浄水器の設置費用の一部を補助します。

■対象世帯 市内に居住して、井戸水を日常生活の飲料用としている人で、次の全ての要件に該当する人

●対象世帯

●対象基準
1世帯当たり1基とし、補助回数は1回です。1つの住居で2世帯以上が居住する場合は1世帯とします。
なお、以前に浄水器設置の補助を受けた人は、新たに補助を受けることはできません。
※浄水器を購入する前に申請書提出してください。すでに購入済みの浄水器については、補助金の交付対象となりませんので、注意してください。

●補助金額

浄水器購入設置費の3分の1(限度額7万円)

※所得状況などにより、購入設置費の全額を補助(限度額14万円)

●対象区域

下水道認可区域以外の区域

●団地などの集中合併処理浄化槽処理区域以外の区域

●補助金限度額

高度処理型設置補助 44万4千円/96万3千円

次のいずれかの機能に該当するもの

○放流水の総窒素濃度が20mg/以下(N20型)

○放流水の総窒素濃度が10mg/以下または総リン濃度1mg/以下(N10型・P型)

○着工前の申請

○自己居住用の住宅

○浄化槽設置届、または建築確認の審査を受けて設置する

○住宅を借りている人は貸主の承諾を得ている

○市税を完納している

●対象区域

下水道認可区域以外の区域

●団地などの集中合併処理浄化槽処理区域以外の区域

●補助金限度額

高度処理型設置補助 44万4千円/96万3千円

次のいずれかの機能に該当するもの

○放流水の総窒素濃度が20mg/以下(N20型)

○放流水の総窒素濃度が10mg/以下または総リン濃度1mg/以下(N10型・P型)

○着工前の申請

○自己居住用の住宅

○浄化槽設置届、または建築確認の審査を受けて設置する

○住宅を借りている人は貸主の承諾を得ている

○市税を完納している

●対象区域

下水道認可区域以外の区域

●団地などの集中合併処理浄化槽処理区域以外の区域

●補助金限度額

高度処理型設置補助 44万4千円/96万3千円

次のいずれかの機能に該当するもの

○放流水の総窒素濃度が20mg/以下(N20型)

○放流水の総窒素濃度が10mg/以下または総リン濃度1mg/以下(N10型・P型)

○着工前の申請

○自己居住用の住宅

○浄化槽設置届、または建築確認の審査を受けて設置する

○住宅を借りている人は貸主の承諾を得ている

○市税を完納している

▶太陽光発電システムの例



▶家庭用燃料電池システム(エネファーム)の例

▼エネルギー管理システム(HEMS) 補助対象経費の額(限度額1万円)
▼電気自動車充電設備 補助対象経費の額(限度額5万円)
※補助金は設備の種類ごとに、1住宅につき1回に限り交付します。
※各設備の要件など、詳しく市ホームページで確認するか、問い合わせください。

小型合併処理浄化槽設置補助金

市では、生活排水とし尿と一緒に処理する小型合併処理浄化槽の設置に補助金を交付しています。

■対象基準 湖沼や河川の汚染が社会問題になっています。これは、生活排水が未処理のまま道路側溝などへ流されていることが大きな原因です。しかし、これらの問題は、合併処理浄化槽の設置で大きく改善されます。単独処理浄化槽(し尿だけを処理する浄化槽)やくみ取り便槽を使っていない人は、合併処理浄化槽の設置を検討してみてください。

●対象区域

下水道認可区域以外の区域

●団地などの集中合併処理浄化槽処理区域以外の区域

●補助金限度額

放流水の総窒素濃度が20mg/以下(N20型)

放流水の総窒素濃度が10mg/以下または総リン濃度1mg/以下(N10型・P型)

着工前の申請

自己居住用の住宅

浄化槽設置届、または建築確認の審査を受けて設置する

住宅を借りている人は貸主の承諾を得ている

市税を完納している

対象区域

下水道認可区域以外の区域

団地などの集中合併処理浄化槽処理区域以外の区域

補助金限度額

放流水の総窒素濃度が20mg/以下(N20型)

放流水の総窒素濃度が10mg/以下または総リン濃度1mg/以下(N10型・P型)

着工前の申請

自己居住用の住宅

浄化槽設置届、または建築確認の審査を受けて設置する

住宅を借りている人は貸主の承諾を得ている

市税を完納している

対象区域

下水道認可区域以外の区域

団地などの集中合併処理浄化槽処理区域以外の区域

補助金限度額

放流水の総窒素濃度が20mg/以下(N20型)

放流水の総窒素濃度が10mg/以下または総リン濃度1mg/以下(N10型・P型)

着工前の申請

自己居住用の住宅

浄化槽設置届、または建築確認の審査を受けて設置する

住宅を借りている人は貸主の承諾を得ている

市税を完納している

対象区域

下水道認可区域以外の区域

団地などの集中合併処理浄化槽処理区域以外の区域

補助金限度額

放流水の総窒素濃度が20mg/以下(N20型)

放流水の総窒素濃度が10mg/以下または総リン濃度1mg/以下(N10型・P型)

着工前の申請

自己居住用の住宅

浄化槽設置届、または建築確認の審査を受けて設置する

住宅を借りている人は貸主の承諾を得ている

市税を完納している

